

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から41年3月までの期間及び51年4月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から41年3月まで
② 昭和51年4月から55年6月まで
③ 昭和59年1月から61年3月まで

申立期間①については、A市で家業を手伝っていたので、亡くなった父親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。その後、婚姻（昭和48年10月）し、勤めていた会社を退職した後の49年5月に、私が国民年金の再加入手続きを行った。

申立期間②及び③については、A市内、B市、C市と転居している期間で、その都度、住所変更手続きを行い、私が国民年金保険料を納付していた。

私は、夫が厚生年金保険に加入している期間も国民年金は強制加入だと思っていたので、途中でやめる手続きをした覚えは無く、一部、免除申請を行った期間もあるが、ずっと国民年金保険料を納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金受付処理簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号の払出しが2回確認できる。1回目は、昭和41年7月26日にA市において申立人の旧姓で手帳記号番号が払い出されており、この頃に父親が申立人の国民年金加入手続きを行い、この加入手続きの際に、申立人が20歳に到達した40年*月*日まで遡って国民年金の強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。2回目は、55年12月18日にC市において手帳記号番号が払い出されており、夫が厚生年

金保険被保険者資格を喪失した同年7月21日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この2回目に払い出された手帳記号番号については、同受付処理簿、同払出簿検索システム及び同市の当該記号番号に係る国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、「取消」と記載されていることが確認できることから、後に重複取消の事務処理が行われたものとみられる。

また、戸籍の附票によると、申立人は、その主張のとおり、申立期間①当時はA市に居住しており、申立期間②の始期である昭和51年4月に同市内、53年4月にB市及び申立期間②後である55年9月にC市に転居していることが確認できる。

- 2 申立期間①については、前述の申立人の1回目の国民年金加入手続時期（昭和41年7月頃）を基準とすると、父親が過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

また、申立人が当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿は見当たらないため詳細は不明であるものの、その後転居したC市の1回目に払い出された手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間①の国民年金保険料は、「A市にて納付済」と記載されていることが確認できる。このことから、父親が当該期間の保険料を遡って納付したものとみられる。

- 3 申立期間②については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、婚姻後の昭和49年5月8日に国民年金の任意加入被保険者として資格を再取得し、その後、同資格を52年1月27日に喪失しており、申立期間②のうち、51年4月から同年12月までは未納期間、52年1月から55年6月までは未加入期間とされている。

しかしながら、申立人が所持する1回目に払い出された手帳記号番号に係る国民年金手帳（以下「年金手帳」という。）の昭和52年1月27日の資格喪失欄には、申立人が申立期間②の後に転居した、「C市」のゴム印が押されていることから、当該記載は、同市において記載されたものと考えられるが、同市の1回目に払い出された手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間②のうち、51年4月から資格喪失後の期間が含まれる52年12月までの国民年金保険料は、「A市にて納付済」と記載されていることが確認できる上、同年1月から同年12月までに係る保険料が還付された形跡もうかがえない。このため、A市の国民年金被保険者名簿では、資格喪失日が53年1月27日とされていたものと考えられることから、申立人が申立期間②のうち、51年4月から52年12月までの保険料を納付したものとみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間②のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、C市の1回目に払い出された手帳記号番号に係る国

民年金被保険者名簿においても、保険料が納付された形跡は見当たらないことから、申立人がA市において当該期間の保険料を納付していたと推認することまではできない。

また、申立期間②のうち、昭和53年4月から55年6月までの期間については、申立人は、当該期間の始期である53年4月にB市に転居しており、同市役所の出張所で住所変更手続を行ったとしているものの、i) 年金手帳には当該住所変更手続の記載が無いこと、ii) 1回目に払い出された手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿においても、申立人が当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらないこと、iii) 国民年金被保険者台帳において、変更後の住所欄にはA市からC市への変更の記載のみで、その移管日は57年8月19日とされていることから、申立人は、B市において国民年金の住所変更手続を行っていなかったものとみられ、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

4 申立期間③については、オンライン記録、年金手帳並びに1回目に払い出された手帳記号番号に係るC市及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和55年7月21日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得し、59年1月7日に同資格を喪失した後、再び被保険者資格を取得したのは、61年4月1日の第3号被保険者に係るものとされていることから、申立人は、当該期間において国民年金に未加入であり、未加入期間に対して国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難く、申立人は、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

5 申立人が申立期間②のうち、昭和53年1月から55年6月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から41年3月までの期間及び51年4月から52年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から40年3月まで

申立期間当時、私は、A市にあった事業所で働いていた。事業主から国民年金制度が出来たという説明があり、私の国民年金加入手続を行ってくれたので、当然、国民年金保険料も給料から天引きして納付してくれていると思っていた。しかし、昭和40年4月に近所で自営をしていた家に嫁いでしばらくしてから、保険料が未納となっているという通知が届いたので、そこで初めて事業主が保険料を納付してくれていなかったことを知った。未納分の保険料は6,000円ぐらいと自分では用意できない金額だったので、お金を管理していた義母に話して出してもらった。そのお金を持って、私が同市役所B町出張所に行き、遡って保険料を納付したので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く60歳到達までの36年余りの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間当時には国民年金保険料の未納通知を事業主から渡されたことは無かったが、昭和40年4月に嫁いでしばらくしてから、保険料の未納通知が届いたので、自身で遡って保険料を納付したとしているところ、A市では、申立期間当時の保険料納付方法は、国民年金印紙を国民年金手帳に貼り付ける印紙検認方式であったとしていることから、申立人が述べる未納通知は、過年度納付書のことであったと考えられ、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番

号は、37年11月2日に同市において申立人の旧姓にて払い出されているが、同市の国民年金被保険者名簿によると、住所変更日及び婚姻（40年9月*日）による氏名変更日は、41年7月4日と記載されており、申立人に係るこれら変更手続はこの頃に行われたものとみられる。このため、これら変更手続以降に申立人の元に過年度納付書が送付されたと考えられ、この変更手続時期を基準とすると、申立期間のうち、39年4月から40年3月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能である上、申立期間直後の納付済みとなっている同年4月から41年3月までの保険料は、過年度保険料として遡って納付されたものと推認されることを踏まえれば、申立期間のうち、39年4月から40年3月までの保険料も同様に申立人が遡って納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の住所変更及び氏名変更手続時期（昭和41年7月4日）を基準とすると、申立期間のうち、36年6月から39年3月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、当該期間の納付書が送付されたとは考え難く、申立人は当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和36年6月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年2月及び同年4月から同年6月までの期間は20万円、同年11月は19万円、16年4月から同年6月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成14年2月から15年1月まで、同年3月、同年7月から同年10月までの期間及び同年12月から16年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は18万6,000円、申立期間④は30万9,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は29万4,000円、申立期間⑦は30万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月から平成16年6月まで
② 平成15年5月13日
③ 平成15年7月16日
④ 平成15年12月5日

- ⑤ 平成 16 年 4 月 23 日
- ⑥ 平成 16 年 7 月 1 日
- ⑦ 平成 16 年 12 月 3 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①について標準報酬月額が低い記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

また、申立期間②から⑦までについては、賞与に係る年金記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、同僚から提出されたA社に係る給与一覧表により、申立人は、当該期間において19万円から28万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、20万円又は26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与一覧表において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成15年2月及び同年4月から同年6月までの期間は20万円、同年11月は19万円、16年4月から同年6月までは20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成14年2月から15年1月まで、同年3月、同年7月から同年10月までの期間及び同年12月から16年3月までの期間については、上記給与一覧表により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため不明であるが、上記給与一覧表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、同僚から提出されたA社に係る賞与一覧表及び申立

人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間に係る賞与を同社から支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間②に係る賞与明細書により、いずれの賞与からも、平成7年4月から15年3月まで適用されていた特別保険料の料率により算出された厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、10万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間③から⑦までについて、同僚から提出された当該期間に係る賞与一覧表及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間に係る賞与をA社から支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間③から⑦までに係る賞与明細書により、いずれも賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間③は18万6,000円、申立期間④は30万9,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は29万4,000円、申立期間⑦は30万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日は昭和27年5月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年6月から26年9月までは1万円、同年10月から27年4月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年12月2日まで
② 昭和23年6月30日から27年5月30日まで

申立期間について、A社C工場で勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社C工場に係る書換え後の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と氏名が一文字相違するものの、生年月日及び厚生年金保険記号番号が申立人の生年月日及び申立人の基礎年金番号に統合済みの厚生年金保険記号番号と一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は空欄、資格喪失日は昭和27年5月30日）が確認できる。

また、B社から提出された「交付簿」の申立人に係る備考欄には、「27.5.30喪失」と記載されていることが確認できるとともに、同社から提出された「整理簿」における申立人の資格喪失年月日欄にも、昭和27年5月30日と記載されていることが確認できることから、上記未統合記録は、申立人の被保険者記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年5月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年6月から26年9月までは、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律

第78号) 附則第3条の規定に準じ1万円、同年10月から27年4月までは、上記のA社C工場に係る基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、B社から提出された上記「交付簿」、「整理簿」及び同社の回答により、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないほか、オンライン記録において確認できる申立人の資格取得年月日と同時期に被保険者資格を取得している同僚からも申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成9年2月から同年9月までは30万円、同年10月は26万円、同年11月は41万円、同年12月から10年2月までは38万円、同年4月、同年5月及び同年7月は44万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月は41万円、11年10月から同年12月までは38万円、12年1月から同年9月までは32万円、同年10月は36万円、同年11月から13年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年10月までは32万円、同年11月及び同年12月は24万円、14年1月は30万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は26万円、同年10月は30万円、同年11月から15年6月までは24万円、同年9月は22万円、同年10月から16年6月までは24万円、17年7月及び同年8月は32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成10年3月、同年6月、同年12月、11年9月、15年7月及び同年8月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年3月、同年6月、同年12月及び11年9月は44万円、15年7月及び同年8月は24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②のうち、平成9年2月から10年12月まで、11年9月から16年6月まで、17年7月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の当該標準賞与額に基づく厚生年

金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 12 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで
② 平成 9 年 2 月から 17 年 8 月まで
③ 平成 16 年 4 月 23 日

申立期間①について、私は、平成 8 年 11 月から A 社に勤め始め、同年 12 月 1 日から厚生年金保険に加入したはずだが、資格取得日が 9 年 2 月 1 日となっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、標準報酬月額が低い記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

申立期間③については、当該期間において支給された賞与に係る年金記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、平成9年2月から10年12月まで、11年9月から16年6月まで、17年7月及び同年8月については、申立人から提出された給与明細書及び同僚から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において22万円から59万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、24万円から50万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成9年2月から同年9月までは30万円、同年10月は26万円、同年11月は41万円、同年12月から10年2月までは38万円、同年4月、同年5月及び同年7月は44万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月は36万円、同年11月は41万円、11年10月から同年12月までは38万円、12年1月から同年9月までは32万円、同年10月は36万円、同年11月から13年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年10月までは32万円、同年11月及び同年12月は24万円、14年1月は30万円、同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月は30万円、同年9月は26万円、同年10月は30万円、同年11月から15年6月までは24万円、同年9月は22万円、同年10月から16年6月までは24万円、17年7月及び同年8月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成10年3月、同年6月、同年12月、11年9月、15年7月及び同年8月については、上記給与明細書及び賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(10年3月、同年6月、同年12月及び11年9月は44万円、15年7月及び同年8月は24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間②のうち、平成9年2月から10年12月まで、11年9月から16年6月まで、17年7月及び同年8月の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっている上、当時の事業主も死亡しているため不明であるが、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年1月から同年8月までの期間及び16年7月から17年6月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間③について、同僚から提出されたA社に係る賞与一覧表及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間に係る賞与を同社から支給されていたことが確認できる。

また、上記同僚とは別の同僚から提出された申立期間③に係る賞与明細書により、賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和32年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月21日から同年11月20日まで

私は、A社に昭和29年1月に入社し、37年2月に退職した。

申立期間についても、A社に勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（同社D出張所から同社C営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C営業所で総務を担当していた同僚が、「申立期間当時の給与は20日締めであったので、21日付けで異動していたと思う。」と回答していることから判断すると、昭和32年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年11月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年6月から20年7月までの標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月9日から20年8月31日まで
年金事務所から資格取得日が分からないA社の厚生年金保険の被保険者記録が見つかった旨の連絡があった。

A社には、厚生年金保険の記録がある昭和17年頃から申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の親族は、申立人が昭和17年頃から終戦までA社において勤務していたと証言している上、同社の社史における記述と申立人の厚生年金保険被保険者記録は符合する点が認められることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人について、昭和17年11月18日に被保険者資格を取得し、18年4月9日に被保険者資格を喪失している被保険者記録が確認できるところ、同社に係る被保険者名簿には、当該被保険者記録の厚生年金保険記号番号と同一の番号により、同社における申立人のその後の被保険者記録として、20年8月31日に被保険者資格を喪失しているものの、資格取得日が空欄となっている基礎年金番号に統合されていない記録が確認できる。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、申立人の当該記録が確認できるページについて、1行目の被保険者には昭和19年6月1日の資格取得日が記載され、2行目以降の被保険者には資格取得日が記載されていないものの、当該資格取得日の記載されていない被保険者のうちの多くの者は、旧台帳及び同社に係る被保険者名簿のほかのページにより、資格取得日が1行目の被保険者と同日の同年6月1日であることが確認できる上、申立人の当該記録が確認できるページの次のページについても同様の状況が確認できることから、事務処理上、連続する同一の資格取得日が記載されなかったものとするのが自然である。

加えて、上述のとおり、A社に係る被保険者名簿及び申立人の旧台帳によれば、申立人は、同社において、昭和17年11月18日に資格取得し、18年4月9日に資格喪失している被保険者記録が確認できる上、同社における申立人のその後の被保険者記録として、資格取得日の記載が無く、20年8月31日に資格喪失したことが確認できる被保険者名簿の同じページに記載されている被保険者のほとんどの者は、申立人と同様に19年6月1日以前に同社において資格喪失している被保険者記録が確認できる。これは、同社の事業主が、一旦、被保険者資格を喪失させた者を一斉に同日を資格取得日として再取得させたものとするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められる。

なお、昭和19年6月から20年7月までの標準報酬月額については、被保険者名簿の記録から60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年4月9日から19年6月1日までについては、上述のとおり、申立人は当該期間にA社に勤務していたことが推認できるものの、同社に係る被保険者名簿及び申立人の旧台帳によれば、申立人は18年4月9日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該期間において、同社に係る被保険者名簿に申立人の氏名を確認することができない。

また、B社は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないと回答している。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者資格を一旦喪失し、昭和19年6月1日に再取得したことが認められる者に照会しても、申立人及び当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて記憶する者はいない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月24日から同年4月1日まで

私の年金記録は、A社B工場での資格喪失日が昭和50年3月24日、同社C工場の資格取得日が同年4月1日となっているが、転勤をただけで、継続して同社に勤務し、給与明細書においても保険料が控除されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された人事記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人のA社B工場における資格喪失日が昭和50年3月24日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月21日から同年2月21日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

しかし、保管している給料明細書及び源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が給料から控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録、申立人から提出された勤務表及び給料明細書により、申立人は、平成4年2月20日までA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成16年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「当時の資料は残っておらず、届出等については

不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）国民年金 事案 3760

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から同年12月まで

私は、会社を退職後の平成10年3月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が送付されてきた納付書で、定期的に納付してくれたと思う。古風な家であり、税金などの公的な支払が滞ることは無かったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親からは、病気のため当時の状況について聴取することはできないとしていることから、申立人に係る申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、会社を退職後の平成10年3月頃、A町役場で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が送付されてきた納付書により、定期的に納付してくれたと思うとしている。しかし、同町の申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、備考欄に「平成11.2.5作成」の記載が確認でき、同町によると、申立人の加入手続は11年2月頃に行われたものと考えられるとしており、オンライン記録によると、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る事務処理が同年2月17日付けで行われていることが確認できる。これらのことから、申立人の加入手続は同年2月頃に行われ、この加入手続の際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した10年3月1日に国民年金被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者資格を再取得した11年1月5日に国民年金被保険者資格を喪失する一連の事務処理が遡って行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時にお

いて国民年金に未加入であり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の国民年金加入手続時期（平成11年2月頃）を基準とすると、申立期間の国民年金保険料については、母親が現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することが可能であった。しかし、申立期間の保険料納付については、i) 上述のとおり、母親は病気で聴取することができないとしていること、ii) 申立人は、母親から保険料を遡って納付したり、まとめて納付したことを聞いた覚えは無いとしていること、iii) 申立人が申立期間当時居住していたA町の国民年金被保険者台帳及び申立人が申立期間後に居住していたB市の国民年金被保険者名簿においても、納付記録は確認できないことから、申立期間の保険料が現年度保険料あるいは過年度保険料として納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立期間については、基礎年金番号導入（平成9年1月）以後の時期であり、この頃になると、年金記録業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものとみられる。

このほか、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3761

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年3月まで

私の国民年金加入手続は、父親が自宅に来る地区担当の集金人に勧められて行ってくれた。国民年金保険料については、父親が毎月、同集金人に納付し、父親が亡くなった昭和49年*月から母親か弟が同じように納付してくれていたと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親並びに父親が亡くなった後に申立人の保険料を納付していたとする母親及び弟は既に亡くなっていることから、申立人に係る申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、父親が亡くなった後の昭和52年2月頃に弟の国民年金手帳記号番号と共に払い出されたと推認され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人及び弟の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、申立人については、43年*月*日（20歳到達時）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、父親、母親及び弟が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、上述の国民年金加入手続時期（昭和52年2月頃）を基準とすると、申立期間のうち、43年4月から49年12月までの国民年金保険料については、

既に2年の時効が成立しており、納付することはできず、50年1月から51年3月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、申立人は、母親及び弟から保険料を遡って納付したことを聞いた覚えは無いとしていることから、当該期間の保険料が過年度保険料として納付されていたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立人と共に国民年金加入手続が行われた弟については、A市の国民年金被保険者名簿によると、上述の加入手続（昭和52年2月頃）の際に、20歳到達時まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられ、この加入手続が行われるまでは、弟も国民年金に未加入であったと考えられるほか、同名簿によると、弟の国民年金保険料については、加入手続年度の昭和51年度から納付が開始されている状況を踏まえると、申立人の保険料の納付についても弟と同様に同年度から開始されたものと考えられる。

その上、申立人が申立期間当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、父親、母親及び弟が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から平成元年 4 月 11 日まで

A社の当時の事業主から、5年間遡った昭和60年12月1日を入社日にすると言われたので、平成2年12月1日に同社に入社した。同年11月30日以前は、B社に籍はあったが、A社の業務をしていた。同年12月1日に同社に入社した際に、当時の事業主が5年間分の厚生年金保険料を国に支払ったと思う。

平成元年4月11日から2年12月1日まではB社で厚生年金保険の被保険者記録があるので、昭和60年12月1日から平成元年4月11日までについて、A社で厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「約定書」、「平成21年有給休暇表」及び名簿には、申立人が主張するとおり、A社に係る入社年月日は昭和60年12月1日と記載されている。

しかしながら、i) A社から提出された社員名簿、健康保険被保険者証の写し及び「社会保険取得喪失表」に記載されている申立人の資格取得日は、平成2年12月1日となっていること、ii) 同社から提出された「平成2年12月分出勤表」の同年12月1日の欄には、出勤した記録とともに、「入社手続」と記載があること、iii) 同僚は、「申立人は、平成2年12月頃にA社に入社した。」と証言していること、iv) 同社から提出された申立人の「自己紹介書」及び社員名簿によると、昭和53年3月から平成2年11月までB社で勤務していたと記載されていることなどから、申立人が申立期間において、A社で勤務していたことは確認できない。

また、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準

報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日は平成2年12月1日と記載されており、当該資格取得日は、オンライン記録と一致している上、雇用保険の資格取得日並びに同社が加入しているC健康保険組合及びD厚生年金基金の資格取得日と一致している。

さらに、申立人は、「A社に入社した際に、当時の事業主が5年間分の厚生年金保険料を国に支払ったと思う。保険料納付の時効が2年間であれば、少なくとも2年間分を納めているはずだ。」と主張しているところ、A社及び同社の当時の事務担当者は、「入社日を遡る取扱いをしたことは無い。過去5年分の厚生年金保険料を遡って納付することは考えられない。当時の事業主は、申立人の退職金や有給休暇について優遇したのではないかと思う。」と回答している上、複数の同僚に照会するも申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

加えて、「平成3年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び「平成2年12月分出勤表」によると、A社での最初の給与である平成2年12月分給与（3年1月支払分）から、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、過去5年間分の厚生年金保険料を給与から控除されたことは確認できない。

なお、B社は、「平成元年4月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は、従業員は国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8632

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 6 日から 50 年 4 月 22 日まで

私は、昭和 47 年 1 月から 50 年 4 月まで、A 社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚は、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録がオンライン記録において確認できる上、同社の複数の同僚は、「申立人と一緒に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人と同じ職種で正社員として勤務していた同僚に照会したところ、「申立人はフルタイムの勤務をしておらず、正社員ではなかった。」と証言している上、複数の同僚は、「A 社では社会保険制度への加入を選択することができた。」と証言していることを踏まえると、A 社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる 4 人の同僚は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の両方が確認できるところ、申立人の雇用保険の記録は確認できない。

さらに、A 社は、申立期間における資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月15日から30年11月4日まで
② 昭和31年7月4日から34年1月27日まで

申立期間①及び②について、A社に勤務し、いずれも退職後に脱退手当金を支給された記録になっているが、2回とも脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年12月5日に脱退手当金が支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）にも脱退手当金が支給されたことが記載され、旧台帳の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間②については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号の前後50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月27日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に支給記録があり、このうち8人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた同僚は、「退職者に対して従業員に代わり会社が請求手続を行っており、退職者が脱退手当金をもらえるようにしていた。」と証言していることから判断すると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、いずれも通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立事業所を退職後、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。